

第四百四十五回
会

参議院議院運営委員会会議録第三十八号

平成十一年七月二十一日(水曜日)

午前十一時四十分開会

委員の異動

七月十五日

今泉 昭君

本田 良一君

益田 洋介君

辞任

七月十六日

森山 裕君

円より子君

辞任

七月十九日

岸 宏一君

森下 博之君

山下 善彦君

辞任

七月二十一日

市川 一朗君

齊藤 滋宣君

辞任

出席者は左のとおり。

委員長

理事

岡野 裕君

上野 公成君

鈴木 政二君

西田 吉宏君

今泉 昭君

薬科 満治君

風間 細君

吉川 春子君

三重野栄子君

補欠選任

円より子君

藤井 俊男君

但馬 久美君

補欠選任

岸 宏一君

今泉 昭君

補欠選任

森山 裕君

齊藤 滋宣君

市川 一朗君

補欠選任

山下 善彦君

森下 博之君

事務局側

事務局長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

堀川 久士君

目田 泰雄君

石堂 武昭君

川村 良典君

林 五津夫君

阿部 隆洋君

和田 征君

姫井 紀雄君

田邊 敏明君

委員

戸田 邦司君

松岡満壽男君

中川 義雄君

仲道 俊哉君

成瀬 守重君

森下 博之君

森山 裕君

山下 善彦君

笹野 貞子君

高嶋 良充君

藤井 俊男君

前川 忠夫君

但馬 久美君

弘友 和夫君

林 紀子君

斎藤 十朗君

菅野 久光君

副議長

議長

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(岡野裕君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い理事が一名欠員となっておりますので、この際、その補欠選任を行いたいと存じます。

割り当て会派推薦のとおり、今泉昭君を理事に選任することに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

○委員長(岡野裕君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務局長から説明を聞きます。

○事務局長(堀川久士君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、日程第一及び第二を一括して議題とした後、予算委員長が報告をされます。次いで、江田五月君十分の討論の後、両案を一括して採決いたします。採決は、押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二十分の見込みでございます。

○委員長(岡野裕君) ただいま事務局長から説明がありましたとおり、きょうの本会議の議事を進めることに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡野裕君) 御異議ないと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前十一時四十二分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

(参照)

七月二十一日(水)の議事予定

日程第一 平成十一年度一般会計補正予算(第一号)

日程第二 平成十一年度特別会計補正予算(特第一号)

討論 江田 五月君(民) 一〇分

七月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案(衆)

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律案

国会審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 国会法の一部改正(第二条―第四条)

第三章 国家行政組織法等の一部改正(第五条―第七条)

第四章 副大臣等の設置等(第八条―第十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、国会における審議を活性化するとともに、国の行政機関における政治主導の政策決定システムを確立するため、国家基本政策委員会の設置及び政府委員制度の廃止並びに副大臣等の設置等について定めるものとする。

第二章 国会法の一部改正

(国会法の一部改正)

第二条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第三十七条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第三十八条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第三十九条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十一条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十二条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十三条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十四条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第四十五条 国会の審議は、その公正なる実施を期すため、その審議の活性化及び政治主導の政策決定システムの確立に関する法律を制定するものとする。

第五十四条の四第一項中「第七十条」を「第六十九条」に改める。

「第七章 國務大臣及び政府委員」を「第七章 國務大臣等の出席等」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 内閣官房副長官及び政務次官は、内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

内閣は、国会において内閣総理大臣その他の國務大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。

第七十条、第七十一条、第七十三条及び第九十六条中「國務大臣及び政府委員」を「内閣総理大臣その他の國務大臣並びに内閣官房副長官及び政務次官並びに政府特別補佐人」に改める。

第二百二条の五中、「第三十八条」を削り、「第六十九条」を「第六十九条第二項」に改める。

第三条 国会法の一部を次のように改正する。
第四十一条第二項中第二十号を第二十一号とし、第十七号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十七 国家基本政策委員会

第四十一条第三項中第十七号を第十八号とし、第十三号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 国家基本政策委員会

第四条 国会法の一部を次のように改正する。

第三十九条中「政務次官」を「副大臣（法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。）」に改める。

第四十二条第二項、第六十九条第一項、第七十条、第七十一条、第七十三条及び第九十六条中「及び政務次官」を、「副大臣及び大臣政務官」に改める。

第三章 国家行政組織法等の一部改正
（国家行政組織法の一部改正）

第五十条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「一人」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 政務次官の定数は、それぞれ別表第二の定数の欄に定めるところによる。

第十七条第三項中「政務次官」を「政務次官が一人置かれた機関においては、政務次官に、

「大臣を助け、政策及び企画に参画し」を「大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 政務次官が二人置かれた機関においては、政務次官のうち、その機関の長たる大臣が指定する一人は前項の職務を行い、その他の政務次官はその機関の長たる大臣を助け、政策及び企画に参画し、政務を処理する。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十七条関係）

省又は庁	定数
総務庁	一人
北海道開発庁	一人
防衛庁	二人
経済企画庁	一人
科学技術庁	一人
環境庁	一人
沖縄開発庁	一人
国土庁	一人
法務省	一人
外務省	二人
大蔵省	二人
文部省	二人

厚生省 一人

農林水産省 二人

通商産業省 二人

運輸省 二人

郵政省 二人

労働省 一人

建設省 二人

自治省 二人

（総理府設置法の一部改正）

第六十条 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百十七号）の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「次条第二項の下に」及び第七十二条第二項を加える。

第六十条の次に次の一条を加える。

（政務次官）

第六十条の二 総理府に、国家行政組織法第十七条第一項の規定にかかわらず、政務次官一人を置く。

2 前項の政務次官は、内閣総理大臣の定めるところにより、総理府所管の事項に係る内閣官房長官の職務を助け、命を受けて、当該事項について、政策及び企画に参画し、政務を処理する。

3 国家行政組織法第十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の政務次官について準用する。

第七十条第二項中「及び内閣官房副長官」を「内閣官房副長官及び前条第一項の政務次官」に改める。

（金融再生委員会設置法の一部改正）

第七十条 金融再生委員会設置法（平成十年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（政務次官）

第十三条の二 金融再生委員会に、国家行政組織法第十七条第一項の規定にかかわらず、政

務次官一人を置く。
2 前項の政務次官は、金融監督庁所管の事項その他委員長が命ずる事項について、委員長を助け、政務を処理する。

3 国家行政組織法第十七条第五項及び第六項の規定は、第一項の政務次官について準用する。

第四章 副大臣等の設置等

（副大臣及び副長官の設置）

第八十条 内閣府及び各省に副大臣を、法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁（以下「各大臣庁」という。）に副長官を置くものとする。

2 副大臣及び副長官（以下「副大臣等」という。）の総数は、二十一人とするものとする。

3 内閣府に置かれる副大臣は、内閣官房長官又は特命事項を担当する大臣（以下「特命担当大臣」という。）の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理するものとする。

4 各省及び各大臣庁に置かれる副大臣等は、その機関の長である大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどり、政務を処理し、並びにあらかじめその機関の長である大臣の命を受けて大臣不在の場合その職務を代行するものとする。

5 副大臣等が二人以上置かれた機関においては、各副大臣等の行う前二項の職務の範囲及び前項の職務代行の順序については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

6 副大臣等の任免は、その機関の長である大臣の申出により内閣が行い、天皇がこれを認証するものとする。

7 副大臣等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

（副大臣会議）

第九十条 内閣府、各省及び各大臣庁の政策等に関し相互の調整に資するため、副大臣会議を開くことができるものとする。

(大臣政務官及び長官政務官の設置)

第十条 内閣府及び各省に大臣政務官を、各大臣府に長官政務官を置くものとする。

2 大臣政務官及び長官政務官(以下「大臣政務官等」という。)の総数は、二十六人とするものとする。

3 大臣政務官等は、その機関の長である大臣(内閣府にあつては、内閣府長官又は特命担当大臣)を助け、特定の政策及び企画に参画し、政務を処理するものとする。

4 各大臣政務官等の行う前項の職務の範囲については、その機関の長である大臣の定めるところによるものとする。

5 大臣政務官等の任免は、その機関の長である大臣の申出により、内閣がこれを行うものとする。

6 大臣政務官等は、内閣総辞職の場合においては、内閣総理大臣その他の國務大臣がすべてその地位を失ったときに、これと同時にその地位を失うものとする。

(内閣府副長官の任免の認証)

第十一条 内閣府副長官の任免は、天皇がこれを認証するものとする。

(政務次官の廃止)

第十二条 政務次官は、副大臣等及び大臣政務官等の設置の際に廃止するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条及び附則第五条の規定 第四百四十六回国会の召集の日

二 第三条の規定 次の常会の召集の日

三 第四条並びに附則第四条及び第六条の規定 内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日

四 第三章の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(見直し)

第二条 政府特別補佐人については、副大臣等及び大臣政務官等の設置の時までに見直しを行い、結論を得るものとする。

(検討)

第三条 国会審議及び国の行政機関における政策決定システムの在り方については、国会審議をさらに活性化するとともに、国の行政機関における政策決定が政治主導で行われることを一層確固たるものとする観点から、政府委員制度の廃止の日から三年以内に検討を加えるものとする。

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第四条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「政務次官」を「大臣政務官」に改める。

(議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律の一部改正)

第五条 議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中但し、左に「を」を、ただし、次に改め、同条第二号中「政府委員」を「政府特別補佐人」に改める。

(議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正)

第六条 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「及び政務次官」を、副大臣(法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている各府の副長官を含む。)及び大臣政務官(長官政務官を含む。)に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第七条 内閣府設置法(平成十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(大臣政務官)」に改め、同条第一項中「政務官」を「大臣政務官」に改め、同条第二項中「前項の政務官」を「大臣政務官」に改め、同条第三項中「第一項の各政務官の行う」を「各大臣政務官の行う前項の」に改め、同条第四項及び第五項中「第一項の政務官」を「大臣政務官」に改める。

第六十条の見出しを「(長官政務官)」に改め、同条第一項中「政務官」を「長官政務官」に改め、同条第二項中「前項の政務官」を「長官政務官」に改め、同条第三項中「第一項の政務官」を「長官政務官」に改め、同条第四項中「第一項の各政務官の行う」を「各長官政務官の行う前項の」に改め、同条第五項及び第六項中「第一項の政務官」を「長官政務官」に改める。

別表第二「政務官の定数の欄中、政務官」を「長官政務官」に改める。

(国家行政組織法の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 国家行政組織法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十五条から第十七条までの改正規定のうち第十六条第四項中「二人以上」を「二人」に改める。

第十五条から第十七条までの改正規定のうち同条(見出しを含む。)中「政務官」を「大臣政務官」に改める。

別表第二の次に一表を加える改正規定のうち別表第三「政務官の定数の欄中、政務官」を「大臣政務官」に改め、同表総務省の項中「四人を、三人」に改め、同表外務省の項中「四人の定数の欄中、三人を、二人」に改める。

(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第九条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条中金融再生委員会設置法第四条第三十一号の次に二号を加える改正規定の次に次のように加える。

第十三条の二第二項中「金融監督庁」を「金融庁」に改める。

第十三条のうち自衛隊法第二条第一項及び第五項の改正規定中「防衛政務官」を「防衛庁長官政務官」に改める。

第三十四条のうち国家公務員法第二条第三項第七号の次に一号を加える改正規定中同項第七号の二を次のように改める。

七の二 大臣政務官及び長官政務官 第三十八条のうち特別職の職員に就する法律第一条第八号の改正規定中同号を次のように改める。

八 大臣政務官及び長官政務官 第三十八条のうち特別職の職員に就する法律別表第一「官職名の欄」の改正規定中「政務官」を「大臣政務官及び長官政務官」に改める。

第三十九条のうち公職選挙法第八十九条第一項第一号の改正規定中「政務官」を「大臣政務官(長官政務官を含む。)」に改める。

第四十八条のうち弁護士法第三十条第一項の改正規定中「政務官」を「大臣政務官(長官政務官を含む。)」に改める。

七月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(衆)

一、国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(衆)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第一条 国立国会図書館法の規定により行政各部

門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部防衛施設庁図書館の項を削る。

第二条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

国立国会図書館支部会計検査院図書館	会計検査院
国立国会図書館支部人事院図書館	人事院
国立国会図書館支部内閣法制局図書館	内閣法制局
国立国会図書館支部内閣府図書館	内閣府
国立国会図書館支部宮内庁図書館	宮内庁
国立国会図書館支部警察庁図書館	警察庁
国立国会図書館支部防衛庁図書館	防衛庁
国立国会図書館支部総務省図書館	総務省
国立国会図書館支部総務省統計図書館	総務省
国立国会図書館支部日本学術会議図書館	総務省
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部郵政事業庁図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務省図書館	法務省
国立国会図書館支部外務省図書館	外務省
国立国会図書館支部財務省図書館	財務省
国立国会図書館支部文部科学省図書館	文部科学省
国立国会図書館支部厚生労働省図書館	厚生労働省
国立国会図書館支部農林水産省図書館	農林水産省
国立国会図書館支部林野庁図書館	林野庁
国立国会図書館支部経済産業省図書館	経済産業省
国立国会図書館支部特許庁図書館	特許庁

国立国会図書館支部国土交通省図書館	国土交通省
国立国会図書館支部気象庁図書館	気象庁
国立国会図書館支部海上保安庁図書館	海上保安庁
国立国会図書館支部環境省図書館	環境省

附則

1 この法律中第一条及び次項の規定は平成十二年四月一日から、第二条の規定は内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

2 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「及び国立国会図書館支部防衛施設庁図書館を削る。」

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会職員法及び国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条の四を次のように改める。

第十五条の四 各本属長は、第十五条の二第一項の規定により退職した者若しくは前条の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める者(以下「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができ、ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

の限りでない。

前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならない。

第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四の次に次の一条を加える。

第十五条の五 各本属長は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職に当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものとなる国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。

以下同じ。に採用することができる。

前項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十六条中「掌る」を「つかさどる」に、「条件附を「条件付」に改め、「非常勤の職員」の下に「(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)」を加える。

第二十八条中「掌る」を「つかさどる」に、「左の事由があつたを」次の各号のいずれかに該当するに改め、同条第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条に次の一項を加える。

国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者(以下「国会職員以外の国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合(一の国会職員以外の国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会職員以外の国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として国会職員として採用された場合を含む。)において、当該退職までの引き続き国会職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職(以下「先の退職」という。))国会職員以外の国家公務員等としての在職及び国会職員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続き国会職員としての在職期間を含む。以下「要請に応じた退職前の在職期間」という。)のうち前項の国会職員としての在職期間中に同項各号のいずれかに該当したときは、当該国会職員(同項の国会職員であるものに限る)は、懲戒の処分を受ける。

国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)のうち前項の国会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によ

りかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

(国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第二条 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「要しない国会職員の下に(国会職員法第十五条の五第二項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員を除く。)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中国会職員法第二十八條の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。))及び附則第四条第一項の規定については、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である国会職員に係る任用(任期の更新を除く。))及び退職手当については、なお従前の例による。

(任期の末日に関する特例)

第三条 次の表の上欄に掲げる期間における第一条の規定による改正後の国会職員法(以下「新国会職員法」という。)第十五条の四第三項(新国会職員法第十五条の五第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、新国会職員法第十五条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十二年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十三年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十四年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	

(懲戒処分に関する経過措置)

第四条 新国会職員法第二十八条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条ただし書に規定する日以後である国会職員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある国会職員については、当該先の退職の前の国会職員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新国会職員法第二十八条第二項後段の規定は、同項後段の定年退職者等となつた日(施行日以後である国会職員について適用する。この場合において、附則第一条ただし書に規定する日前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある国会職員については、同日前のこれらの退職の前の国会職員としての在職期間は、同項後段の定年退職者等となつた日までの引き続き国会職員としての在職期間には含まれないものとする。

七月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会における憲法調査会の設置反対に関する請願(第四一〇八号)

第四一〇八号 平成十一年七月二日受理

国会における憲法調査会の設置反対に関する請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋 七四二ノ一三 秋山喜作 外九百九十九名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第四〇七八号と同じである。

平成十一年七月二十三日印刷

平成十一年七月二十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局